参考資料１

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

2021年度健康スコアリングレポートの実施方針

厚生労働省 保険局保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

健康スコアリングレポートの概要

ポイント

■ 健康スコアリングレポートの概要

・各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。

・2018年度より、**厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携**し、NDBデータから保険者単位のレポートを作成の上、**全健保組合及び国家公務員共済組合等に対して通知。**2021年度からは、保険者単位のレポートに加え、**事業主単位**でも実施。

■ 健康スコアリングレポートの活用方法

・経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。

・その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス※の取組の活性化**を図る。

・レポートと併せて、企業・保険者の担当者向けに、経営者への説明のポイント等、レポートの見方や活用方法等を示した実践的な**「活用ガイドライン」**を送付。

※コラボヘルス：企業と保険者が連携し、一体となって予防・健康づくりに取り組むこと

※NDBデータ：レセプト（診療報酬明細書）及び特定健診等のデータ

【スコアリングレポートのイメージ】

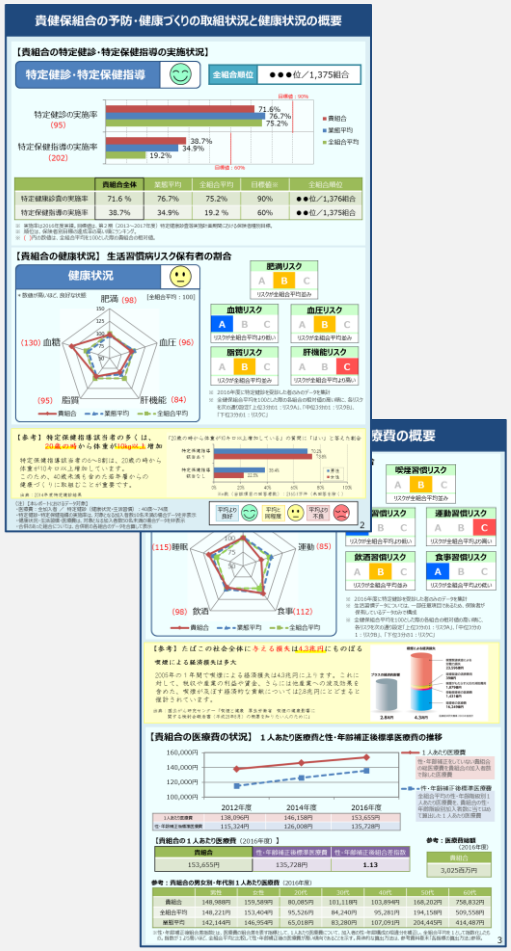

2020年度のレポートの共有状況

- 経営者のいずれかにレポートを共有した割合は、単一健保73%、総合健保67%であり、約7割が経営者に共有していた。
- 経営陣、産業保健スタッフ、企業担当者の事業所側のいずれかにレポートを共有した割合は、単一健保93%、総合健保72%であり、多くの健保組合が事業所側へレポートを共有していた。
- レポートの共有状況は、昨年と比較して大きな変化はなかった。

2020年度版レポートの共有状況

（回答者：全回答者）

	全体（n=1117組合）		単一健保（n=898組合）		総合健保（n=219組合）	
	共有した／共有する予定（今年度中）	未定／共有する予定はない	共有した／共有する予定（今年度中）	未定／共有する予定はない	共有した／共有する予定（今年度中）	未定／共有する予定はない
経営者への共有 ※1	803組合 71.9% [72.3%]	314組合 28.1% [27.7%]	**656組合** **73.1%** **[74.0%]**	242組合 26.9% [26.0%]	**147組合** **67.1%** **[65.2%]**	72組合 32.9% [34.8%]
事業所側への共有 ※2	990組合 88.6% [89.3%]	127組合 11.4% [10.7%]	**832組合** **92.7%** **[92.8%]**	66組合 7.3% [7.2%]	**158組合** **72.1%** **[74.3%]**	61組合 27.9% [25.7%]

[　]内の値は2019年度の結果

※1　社長・会長、副社長・専務・常務・役員等の経営者のいずれかに「既に共有」または「共有する予定（今年度中には共有）」と回答した場合、「共有した／共有する予定」に分類。

※2　社長・会長、副社長・専務・常務・役員等の経営者および産業保健スタッフ、企業担当者（部長・人事担当等）のいずれかに「既に共有」または「共有する予定（今年度中には共有）」と回答した場合、「共有した／共有する予定」に分類。

2021年度の保険者単位レポートの実施方針

レポート内容について

- 2021 年度レポートの構成は、2020 年度と同様、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用し、以下の項目とする。
  - 保険者単位による特定健診等の実施率
  - 特定健康診査の検査・問診項目である健康状況 5 項目（肥満、血圧、血糖、脂質、肝機能）
  - 生活習慣 5 項目（喫煙、運動、食事、飲酒、睡眠）
  - 現状の医療費（医科・歯科・調剤医療費）
- 2018 年度よりこれまで3 回のレポートを保険者へ送付し、レポートの内容や活用について定着が進んできていることから、**基本的な表示内容や比較方法は変更しない。**

コラボヘルス推進に向けた事業主・保険者への働きかけの強化について

- 経営者への要請文について、2020 年度は、健保組合の取組状況に応じて通常の要請文とナッジ理論を活用した要請文の2 種類を送り分けていたが、コラボヘルス推進に向けた事業主・保険者への働きかけの強化の観点から、**2021 年度は、健保組合単位で送り分けるのではなく、健保組合の判断のもと事業所単位で送り分けられるよう、複数種類の要請文を健保組合に送付する予定。**
- 健保組合がレポートを事業主へ共有することを促すため、健保組合宛の要請文を新たに作成する。その際に、レポートの効果検証を見据え、ナッジ理論を採り入れたメッセージを書き分けてランダムに要請文を送付する。
- スコアリングレポートの活用を促進する観点から、活用チェックリストをスコアリングレポートと併せて送付する。また、活用チェックリストの項目について、参考となる情報等を参照できるように工夫する。

要請文の送付対象と送り分け方法の改善方針

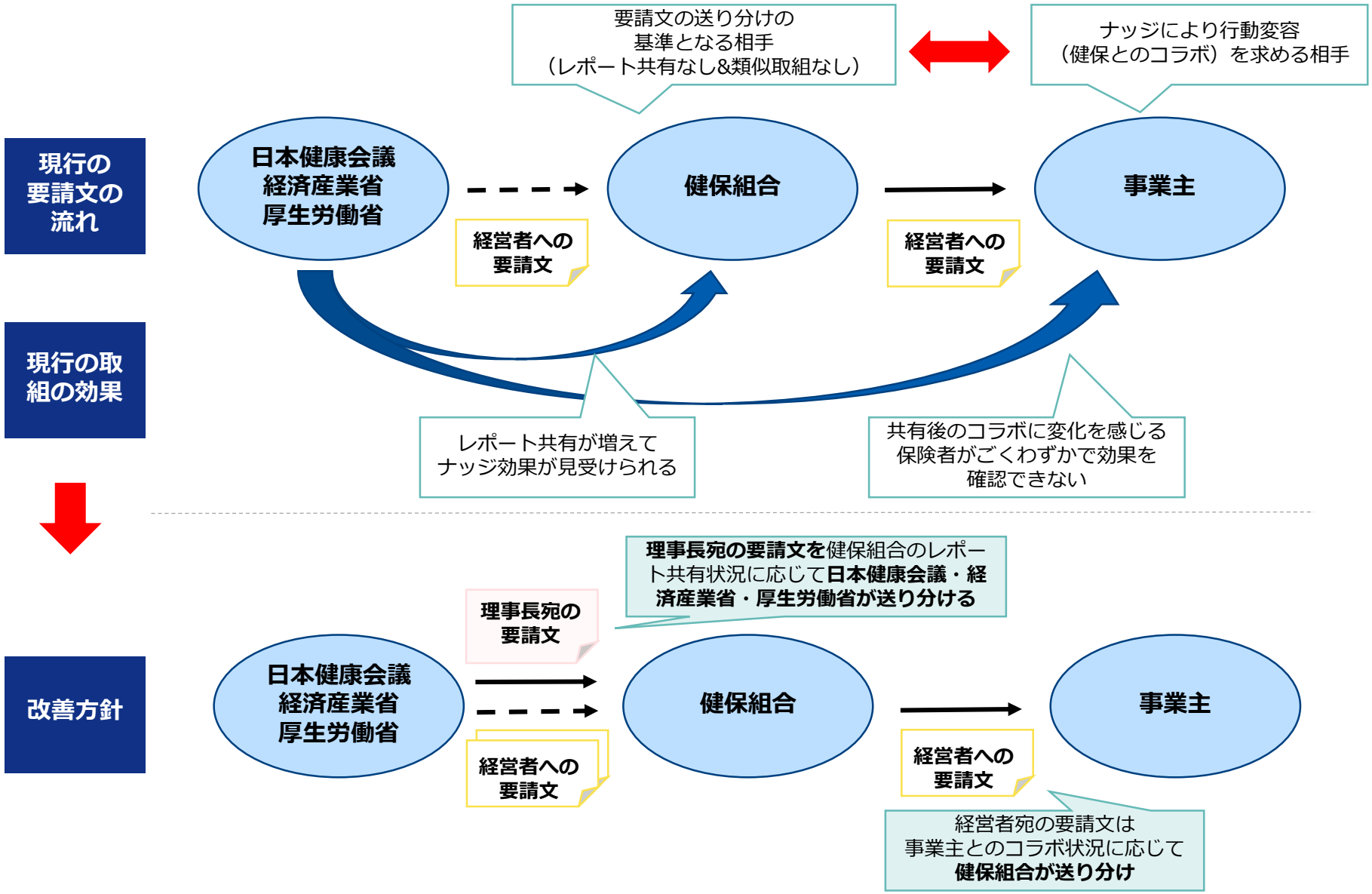

2021年度の事業主単位レポートの実施方針

作成対象

- **作成対象は、被保険者数50名以上の事業所**とする。ただし、保険者が地域別や業態別等の観点から複数の事業所を事業主マスタ（※）にまとめて登録し、被保険者数の合計が50名以上になる場合は、当該複数の事業所について１つのレポートを作成することができる。
- なお、小規模の事業所におけるコラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポート作成対象となる被保険者数については、実施状況を踏まえ引き続き検討する。

（※）事業所と記号が１対１で対応していないケースもあるため、事業主単位のレポート作成には、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要である。

送付時期

- 事業主単位のレポートは、保険者が支払基金に提出した特定健診等データをもとに、法定報告の結果公表の前に作成できるようになるため、前年度の特定健診等のデータを用いたレポートを作成することが可能となる。
- 可能な限り最新の情報をレポートに記載することで、事業主への訴求力が高まるため、**特定健診等の実施年度の翌年度中にレポートを送付する。**なお、保険者単位のレポートも、事業主単位と併せて送付することとする。（※）

（※）レポートに記載する保険者単位の特定健診等の実施率は、厚生労働省が実施年度の翌年度末に公表している。支払基金において、レポートに記載する特定健診等の実施率は、公表値と同様の方法で算出するなどして、両者の差が生じないように努める。ただし、レポートにおいては、速報値であることに留意を求める必要がある。

今後のスケジュール

- 事業主単位の健康スコアリングレポートは、2021年度末に保険者へ送付予定。
- 現行のレポートは保険者へ郵送していたが、システム化に伴い、費用対効果の観点から、データヘルス・ポータルサイト（※）を通して保険者へレポートを配布することとする。
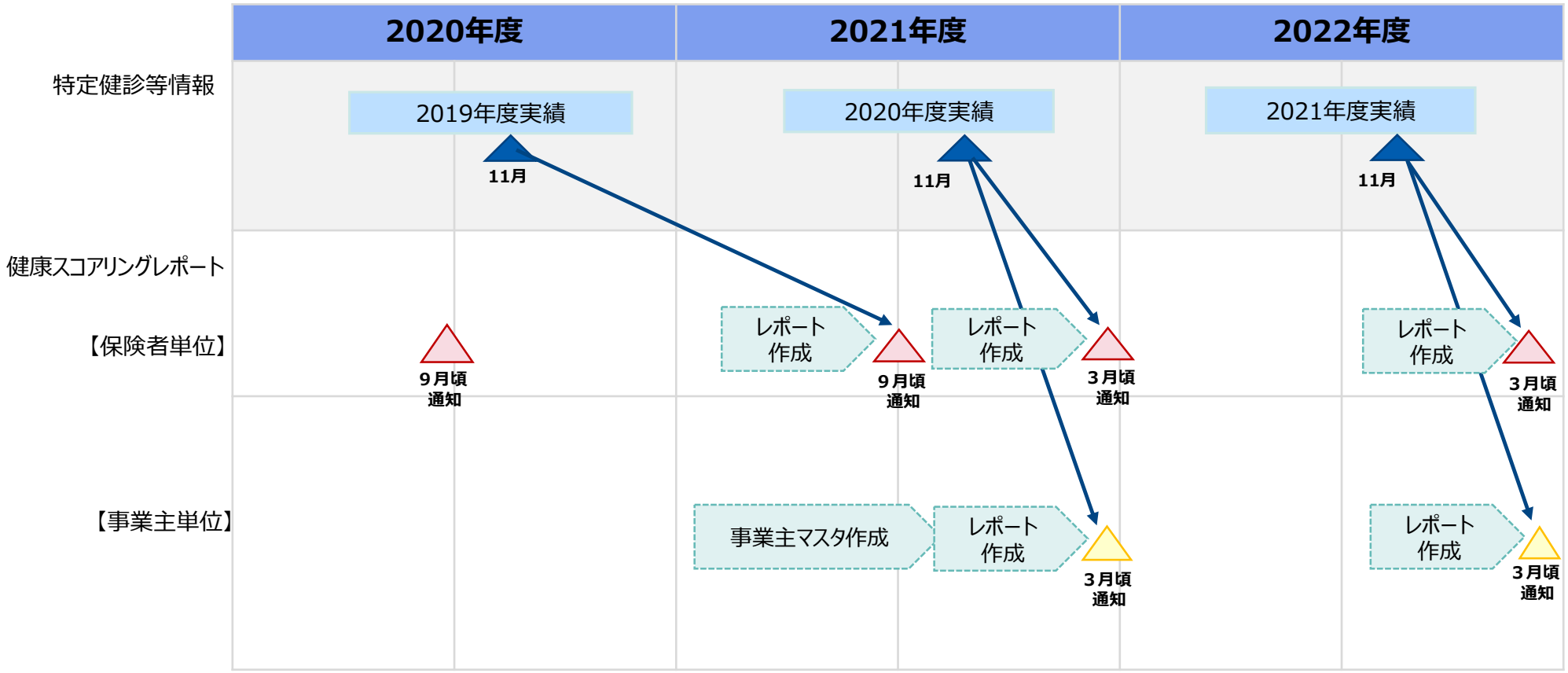
（※）データヘルス・ポータルサイトは、保険者がデータヘルス計画の円滑な運営を支援することを目的に開設。保険者は、ポータルサイト上で、データヘルス計画の策定やデータヘルスに関する情報を得ることができる。